国立大学法人兵庫教育大学経営協議会(第5回)議事要旨

日 時 令和3年11月22日(月)13:30~15:30

方法 ハイフレックス型 (総合研究棟大会議室とZoomの選択型式)

審議に先立ち、学長から、第2回並びに持ち回り審議により開催した第3回及び第4回の議事要旨(案)の確認が行われ、了承された。

次いで、学長から、配付資料 2 に基づき、新型コロナウイルス感染症への 対応について説明が行われた。

議事

1 審議事項

(1) 令和2年度自己点検・評価書の作成について

須田副学長から、配付資料 3-1、-2に基づき、令和 2 年度の年度計画並びに大学運営及び教育研究活動に係る自己点検・評価書及びそのダイジェスト版を作成することについて説明が行われ、種々意見交換の結果、原案のとおり了承された。また、11 月中にウェブページで公開予定である旨、併せて説明が行われた。

なお, 文言等の修正については, 学長に一任願いたい旨, 依頼が行われ, 了承 された。

委員による主な意見は次のとおり(○:意見,●:回答)

- ○昨年度の評価結果と比較して、**Ⅲ及びⅣ**の評価であった項目の割合に変化はあったか。
- ●評価結果がどのように変化したか確実な答えはできないが、コロナ禍においても、順調に取り組みができていた。
- ○年度計画を立てる際に、新型コロナウイルス感染症の影響を追加することは 検討されなかったか。また、新型コロナウイルス感染症の影響は、特にな かったか。
- ●年度計画を立てる際には、新型コロナウイルス感染症の影響が想定されなかったため検討されなかったが、ICT等を用いた新しい授業の実施や、オンラインによる入学者選抜試験の実施を行うなど、新型コロナウイルス感染症に対応するため、様々な取り組みを行った。
- (2) 令和3年人事院勧告に係る役職員の給与等関連規則改正の見送りについて 事務局長から,配付資料4-1~-3に基づき,令和3年人事院勧告に係る役職員 の給与等関連規則改正を見送ることについて説明が行われ,原案のとおり了承さ れた。
- (3) 令和3年度第1次補正予算案について 事務局長から,配付資料5-1,-2に基づき,令和3年度第1次補正予算案について説明が行われ,了承された。
- (4) 第3期中期目標中期計画期間教育研究充実積立金執行計画について 事務局長から,配付資料6に基づき,第3期中期目標中期計画期間教育研究充 実積立金執行計画について説明が行われ,原案のとおり了承された。

(5) 令和4年度予算編成方針について

事務局長から,配付資料7に基づき,令和4年度予算編成方針について説明が行われ,種々意見交換の結果,文面を一部修正の上,了承された。

なお,文言等の修正については,学長に一任願いたい旨,依頼が行われ,了承 された。

- ○構成として,予算編成方針に基づいて,収入及び支出の計画を立てるという順序にするべきではないか。
- ●構成の見直しを行う。
- ○予算について,人件費が7割を占めているとのことだが,他大学との連携や 民間の発想を取り入れることにより、対策できないか。
- ●人件費については、大学教員の新規採用を抑制したことにより、減少傾向となっている。また、他大学との連携については、教員の専門分野の重複がなくなることで人件費を押さえられることは考えられるが、現在のところ人件費削減にまでは至っていない。
- ○AIやITを活用することで、事務の効率化を図れるのではないか。
- ●既に検討を進めているところである。本学の規模において, どこまでコストパフォーマンスが良くなるかを見極めながら, 今後も検討を進めていく。

(6)役員の期末特別手当について

事務局長から,国立大学法人兵庫教育大学役員報酬規程第8条第2項の規定等,役員の期末特別手当に関する手続等について説明が行われた。

続いて、学長から、令和3年12月期の常勤の役員(学長及び理事・副学長)の期末特別手当の支給額については、標準の支給割合で支給することについて説明が行われ、了承された。

(7) 令和3年度研究活動の活性化に係るインセンティブ方策の令和3年12月賞与 への反映について

吉水副学長から、資料8に基づき、令和3年12月期の期末・勤勉手当支給時に、研究活動活性化貢献手当を支給することについて説明が行われ、種々意見交換の結果、了承された。

なお,文言等の修正については,学長に一任願いたい旨,依頼が行われ,了承 された。

- ○支給額に上限を設ける必要はないのか。
- ●他大学では60万円程度の上限を設けているところもあるが、本学の実情として、この金額を大きく下回るため、現在のところ上限を設けていない。 今後、必要に応じて検討を行う。
- ○間接経費の総額の10%を支給すると記載されているが、間接経費から直接、 給与に振り分けるような文言となっているので、誤解を招くのではないか。 また、間接経費から直接、給与に振り分けることは可能なのか。
- ●文言について学内で検討を行う。また、間接経費から、給与に振り分けることができるかについては、調査の上、改めて回答を行う。

(8) 教職員懲戒規程の改正について

事務局長から,配付資料 9-1,-2に基づき,文部科学省の事務連絡について説明が行われた。引き続き,本学教職員懲戒規程を改正することについて説明が行われ,種々意見交換の結果,了承された。

- ○体育の授業など、指導するうえで必要となる身体的接触は当然あり得ると思われるが、わいせつ行為に該当するのか。
- ●ご指摘の事例については,該当しない。
- ○処分について,公立学校では懲戒免職と規定されているが,懲戒解雇と規定 しているのはなぜか。
- ●本学教職員は、労働基準法が適用されるため、懲戒免職ではなく懲戒解雇と 規定している。

2 報告事項

(1)教員養成フラッグシップ大学への申請について 吉水副学長から、配付資料10-1~-3に基づき、11月12日に文部科学大臣に 申請を行ったことについて報告が行われた。

(2) 第4期中期目標・中期計画(素案)の修正について

須田副学長から、配付資料11に基づき、文部科学省から各法人に対して7月末に提出した素案の確認依頼等があったことから、より具体的な記載に修正し、また、中期計画33及びその他記載事項を追記して、9月末に提出したことについて、報告が行われた。

(3) 第3期中期目標期間 (4年目終了時) に係る業務の実績に関する評価結果について

須田副学長から,配付資料12に基づき,国立大学法人評価委員会から第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る業務の実績に関する評価結果の通知があり,一部文言変更を除き,原案のとおりであったことについて報告が行われた。

(4) 令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果(原案)について 須田副学長から、配付資料13に基づき、国立大学法人評価委員会から示された 評価結果(原案)について、国立大学法人評価委員会に修正事項の有無を回答し たことについて報告が行われた。

(5) 令和2年度財務分析について 事務局長から、配付資料14に基づき、令和2年度財務分析について報告が行わ れた。

- (6) 令和4年度大学院学校教育研究科入学者選抜試験の実施状況について 吉水副学長から,配付資料15-1,-2に基づき,令和4年度大学院学校教育研究 科8月選抜の実施状況及び11月選抜の志願者状況について報告が行われた。
- (7) 労働基準監督署の指摘に対する対応について 事務局長から、配付資料16-1,-2に基づき説明が行われた。

- 以 上 -